

10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

10月1日から、消費税および地方消費税の税率が10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象商品

飲食料品	飲食料品とは、 <u>食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）</u> をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリングなどは、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	新聞とは、一定の番号を用い、政治、経済、社会、文化などに関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書などを交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくても飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書などの交付を求められる場合があります。

帳簿および区分記載請求書、軽減税率対策補助金などに関しては、下記にお問い合わせください。

軽減税率制度に関する問い合わせ先

- 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 ☎0570・030・456
【受付時間】 午前9時～午後5時（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署に電話し、ガイダンスに沿って「3」を押すと、つながります。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類などで具体的な事実などを確認する必要がある相談）を希望する人は、最寄りの税務署へ電話し、面接日時などを予約してください。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷その他のパナール」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

または

QRコードから特設サイトへ



くらしの情報

相談 行政相談

10月7日（月）～13日（日）までの1週間は、行政相談週間です。
町では、次のとおり相談所を開設します。行政サービスについて、お悩み・お困り事がありましたら、お気軽に何でもご相談ください。
相談は無料で、秘密は固く守られます。

●とき・ところ

10月25日 午前10時～正午
【菊水地区】 本庁 1階会議室
午後1時30分～3時30分
【三加和地区】 総合支所 第1会議室

●対応者

総理大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、住民と行政とのパイ役となり、情報提供や助言を行います。

●問

本庁 総務課 総務係
☎ 0968・86・5720

相談 知的障がい者（児）巡回相談

知的障がい者（児）巡回相談は、障がいの状況や地理的理由により、直接来所できない県内の知的障がい者（児）を対象に、市町村によ

相談 全国一斉！法務局休日相談所

さまざまな相談（相続・遺言、不動産登記、戸籍、供託、人権に関する事項など）に法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士および人権擁護委員が応じます。

相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。予約制となっていますので、当日の相談を希望する人は、事前に予約の電話をお願いします。

また、法務局休日相談に併せて、相続に関する無料講座として、法務局職員による「相続登記について」および公証人による「相続と遺言」（午後1時～午後2時30分）も開催します。こちらは予約不要ですので、お気軽にご来場ください。

なお、法務局では、平日も各種相談を受け付けていますので、お近くの法務局までお問い合わせください。

●とき

10月6日 午前10時～午後3時

●ところ

熊本地方法務局 4階会議室
熊本市中央区大江3丁目1番53号 熊本第二合同庁舎

●問（予約）

熊本地方法務局 総務課
☎ 096・364・2146

始めてみよう！「お茶の間筋トレ」～vol.16～

前回までは、筋肉を収縮させたり関節の可動域を広げる「ほぐす」体操でしたが、今回からは筋肉を「締める」筋トレを紹介します。

【ボールを使って大胸筋を締めます】

- ① 胸前に両手でボールを挟み5回ずつ数えながら横からつぶします。
- ② 右横で同じ動作、③左横、④右下、⑤左下

※声を出して数えることで血管に負担をかけにくくします。

